

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鎌塚鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	鴻巣市箕田字平右エ門三七一七番一 地 先から同市箕田字二本木三七六〇番一	区 間
一〇・五〇〇〜一八・〇〇〇	六・八〇〇〜七・九〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三六五・〇四		延 長 (メートル)
		備 考